



平成 24 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社システム・テクノロジー・アイ  
代表者名 代表取締役社長 松岡 秀紀  
(コード：2345、東証マザーズ)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 内山 富士子  
(TEL. 03-5148-0400)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式分割を実施するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 24 年 9 月 28 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数（平成 24 年 8 月 29 日（水）現在の発行済株式数にて試算）

株式分割前の発行済株式総数	13,353 株
今回の分割により増加する株式数	1,321,947 株
株式分割後の発行済株式総数	1,335,300 株
株式分割後の発行可能株式総数	2,541,600 株

※ 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告日 平成 24 年 9 月 10 日（月）

基準日 平成 24 年 9 月 30 日（日）

※ ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 24 年 9 月 28 日（金）になります。

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日（月）

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成24年10月1日(月)以降、以下の通り調整いたします。

区分	調整前行使価額	調整後行使価額
平成20年9月29日取締役会決議に基づく新株予約権	49,444円	495円
平成22年6月17日取締役会決議に基づく新株予約権	55,073円	551円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成24年10月1日(月)

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成24年9月26日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成24年10月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各々1条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,416</u> 株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,541,600</u> 株とする
(新設)	<u>第7条(単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条 ～(条文省略) 第33条	第8条 ～(条文省略) 第 <u>34</u> 条

以上